

戦後肢体不自由教育における実践課題の変遷

機関誌『肢体不自由教育』の特集テーマの分析による考察

柴 垣 登*

(2023年12月12日受付, 2024年1月18日受理)

第1章 課題

我が国の戦後の肢体不自由教育は、1950年代に入って設置が進められた肢体不自由児施設等に設けられた特殊学級から始まった(文部省1978)。肢体不自由児施設に入所している児童の多くは、ポリオ(脊髄性小児マヒ)、脳性マヒ、先天性股関節脱臼、骨・関節結核であり(文部省1982)、肢体不自由単一の障害で、通常の教科の学習等を行うことが可能であった。

肢体不自由児のための養護学校(以下「養護学校」)は、非義務教育機関であったために設置が遅れ、1956年の大阪府立養護学校と愛知県立養護学校の設置を嚆矢として設置が進められるようになり、1969年の滋賀県立養護学校の設置をもって全都道府県での養護学校の設置が実現した。養護学校の整備が進むにつれて、問題となったのが脳性マヒ児の増加である。1970年代後半には、養護学校在学児の約70%を脳性マヒ児が占めるようになった(村田1997)。増加した脳性マヒ児の多くが、障害が重度であったり、他の障害を重複したりしていたため、通常の教科の学習等を行うことは困難であった。

脳性マヒ児への対応は「脳性まひ児の教育法や取り扱い方など、先生方が普通学校で得た体験や知見をもってしては全然通用」せず、「全く新しい方法の試みを要求する」ものであった(橋本[1970]3)。そのため、肢体不自由単一障害を対象とした1963年の『養護学校小学部学習指導要領肢体不自由教育編』の内容では対応が難しくなり、1971年に、養護・訓練の新設や教育課程の弾力的な編成を可能とし、脳性マヒ等の児童生徒に係る各教科についての特例を新設した『養護学校(肢体不自由教育)小学部・中学部学習指導要領』へと改訂された。その後も、1979年の養護学校義務制実施以後現在に至るまで、児童生徒の重度・重複化が進む中で、それに対応するように学習指導要領の改訂が行われている。現在では、対象児童生徒のよりいっそうの重度・重複化や多様化が進む中で、医療的ケア児の増加とその対応などの問題が生じている。

以上のような対象児の変化に伴い、肢体不自由教育の実践課題も変化してきた。1970年に発刊された日本肢体不自由教育研究会の機関誌『肢体不自由教育』の第1号から第200

* 岩手大学教育学部

号(2011)の特集テーマを分析した村田は、その特集テーマが「その時期の教育実態を反映しており、特徴的である」としている(村田[2011]11)。「肢体不自由教育」の特集テーマを分析することは、時々の実践課題を明らかにすることに通じる。そして、そこからは現在の実践課題の解決策を検討する上で有効な手がかりを得られると考えられる。そこで本研究では、『肢体不自由教育』の第1号から第259号までの特集テーマについて、それらのテーマがどのような背景のもとで設定されたのか、また時代状況の変化や対象児の重度・重複化が進む中でどのように変遷してきたのか、どのように解決が目指されてきたのかを分析することにより、戦後の肢体不自由教育における実践課題とその対応の変遷を明らかにする。

第2章 戦後の肢体不自由教育の実践課題の変遷

1 『肢体不自由教育』について

『肢体不自由教育』は、日本肢体不自由教育研究会の機関誌として1970年2月に第1号が発行された。発行の目的は、1969年に全都道府県に肢体不自由養護学校が設置され、各地で研究活動も盛んになりつつある中で、それらの成果を交流し、整理する場としての機関誌とするというものであった(村田1997)。2023年3月に第259号が発行され、現在も継続して発行されている。各号は、その時々における肢体不自由教育における実践上の課題に基づいて特集テーマを設定し、研究者や教育行政関係者、医療、福祉関係者によるテーマに関する論説や、養護学校(特別支援学校)や特殊学級(特別支援学級)で肢体不自由教育に携わる教員による実践報告などからなり、学校や学級での実践に役立つことが企図されている。

2 『肢体不自由教育』の特集テーマの分類

まず、第1号～第259号を「全体」(1970～2023年)、「1号～100号」(1970～91年)、「101号～200号」(1991～2011年)、「201号～259号」(2011～23年)の区分に分けた。これらの区分は、100号ごとに区切りのよい分け方をしたものではあるが、戦後の障害のある子どもの教育における1979年の養護学校義務制の実施、2007年の特別支援教育制度への転換、2012年のインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進とほぼ一致しており、区分としての妥当性をもっていると考えられる。

表1は、第1号～第259号の特集テーマと巻頭言¹、その年の障害のある子どもの教育等に関する事項を一覧にしたものである。全特集テーマ254(テーマが設定されていない号が5つある)を見ると、実に多様な特集テーマが設定されていることがわかる。また、表中の「事項」欄の記載内容と合わせて見ることで養護学校義務制の実施、学習指導要領の改訂、制度改正などに合わせて特集テーマが設定されていることがわかる。

これらの特集テーマを、どのようなテーマが多く取り上げられているのか、先の「全体」(1970～2023年)、「1号～100号」(1970～91年)、「101号～200号」(1991～2011年)、「201号～259号」(2011～23年)の区分によって分けた場合にどのような特徴があるのかを明らかにしたものが表2である。表の作成にあたって、全特集テーマ254をその内容から仮に「授業全般」、「養護・訓練(自立活動)」、「重度・重複障害」、「教科指導」などに

戦後肢体不自由教育における実践課題の変遷

分類した。なお、全特集テーマは254であるが、複数の分類にまたがるテーマがあり、表での総数は260となっている。主な分類に含まれるテーマは以下の通りである。なお、テーマをそのまま引用しているため、「子ども」と「子供」など同一の語で表記の異なっているものがある。

表1 特集テーマ、巻頭言、事項の一覧

号数	発行年月	特集テーマ	巻頭言	事項
	S44			・都道府県立肢体不自由養護学校の全国各都道府県設置実現 ・「肢体不自由養護学校全国都道府県設置記念大会」開催 ・在宅障害児に対する「訪問教育」の試みが始まる
1	S45.2.1		「今後に期待する」 「これから肢体不自由教育」	・教育課程審議会、「盲学校、聾学校および養護学校の教育課程の改善について（小学部・中学部）」答申 ・「機能訓練等担当教員講習会」開催
2	S45.3.30		「この教育を開拓する」 「肢体不自由児の入門期の指導」	・身体障害者福祉審議会、「身体障害者福祉施策の推進に関する答申」。重度障害者のための福祉工場・療護施設設置等
3	S45.6.30		「不備だらけの脳性マヒ教育」 「学級経営をめぐる」	・日本肢体不自由教育研究会、季刊誌「肢体不自由教育」創刊
4	S45.9.30	施設内教育の諸問題	「施設内学校・学級の意義」	・「心身障害者対策基本法」公布
5	S45.12.30	肢体不自由教育における学校でのチームワーク	「脳性マヒ者の雇用促進と社会的自立」	
6	S46.3.30	新学習指導要領	「児童生徒理解の必要を再認しようー学習指導要領改訂に思うー」 「障害・判別・教育課程の基準」 「肢体不自由養護学校小学部・中学部の教育課程の改訂について」	・「特殊教育諸学校小学部・中学部学習指導要領」告示。新領域「養護・訓練」設定（小学部は昭和46年度、中学部は47年度実施） ・「養護・訓練担当教員講習会」開催 ・「国立特殊教育総合研究所」創設 ・「心身障害者福祉協会」（国立コロニー）発足
7	S46.6.30		「脳性マヒ児と学習障害ー神経心理学の課題ー」	
8	S46.9.30	生活指導	「肢体不自由教育によせて」	
9	S46.12.30	進路指導	「肢体不自由児の進路をめぐる」	
10	S47.3.30		「今後の肢体不自由教育を考える」	
11	S47.6.30	夏季キャンプ	「肢体不自由教育について思うこと」	・教育課程審議会、「盲学校、聾学校および養護学校の教育課程の改善について（高等部）」答申 ・「特殊教育諸学校高等部学習指導要領」告示（昭和48年度実施）
12	S47.9.30	障害の重い子の指導	「親の立場から学校に望む」	・文部省、養護学校教育の義務制実施を目指して、養護学校整備七か年計画策定 ・「就学猶予・免除児実態調査」実施 ・国立特殊教育総合研究所研修事業開始
13	S47.12.30	高等部の教育	「肢体不自由児の教育」	
14	S48.3.30	「養護・訓練」そのⅠ	「養護・訓練について」	・「教育職員免許法」一部改正。養護・訓練教諭について、教員資格認定試験制度創設
15	S48.6.30	「養護・訓練」そのⅡ	「重症脳性マヒ児の教育について」	・「学校教育法中養護学校における就学義務に関する部分の施行期日を定める政令」公布。養護学校における義務教育は、昭和54年度から実施
16	S48.9.30	「教育評価」	「肢体不自由児の治療と教育」	・「国立久里浜養護学校」設置 ・文部省編集「特殊教育」創刊 ・国立の全教員養成大学・学部に養護学校教員養成課程を設置実現
17	S48.12.30	「知覚訓練」	「肢体不自由教育に望むこと」	・養護・訓練教諭について、教員資格認定試験始まる ・東京都教育委員会、都立特殊教育諸学校への入学希望者の全員入学許可の方針発表
18	S49.3.30	脳性マヒ者の進路と生活	「肢体不自由児をもつ親への教育」	・文部省、養護学校教育義務制等準備活動費、訪問指導経費及び介助職員経費について補助開始
19	S49.6.30	読み・書き・数の指導	「強くなりたい」	・日本学術会議会長、障害児の就学権の保障など、「社会福祉の研究・教育体制」について、政府への勧告採択
20	S49.9.30	再び養護・訓練をめぐる	「養護・訓練のことなど」	
21	S49.12.30	養護学校義務制をめぐる	「養護学校義務制に望むこと」	
22	S50.3.30	重複障害児の指導	「重複障害児の教育について思うこと」	・特殊教育の改善に関する調査研究会、「重度・重複障害児に対する学校教育の在り方について」報告
23	S50.6.30	インテグレーションをめぐる	「インテグレーションをめぐる」	・国際連合総会、「障害者の権利宣言」採択 ・アメリカ「全障害児教育法」制定
24	S50.9.30	教職員の諸問題	「『児童に奉仕』の心構え」	
25	S50.12.30	「三たび養護・訓練をめぐる」	「あしたに生きる子どもたち」	
26	S51.3.30	「特別活動」	「肢体不自由教育の周辺」	・「身体障害者雇用促進法」一部改正。身体障害者雇用納付金制度創設
27	S51.6.30	「親と教師」	「愛に溢れ理性を欠いた姿」	・国連総会、「1981年を国際障害者年とする決議」採択
28	S51.9.30	教材・教具	「障害児教育指導の古典に思う」	
29	S51.12.30	性についての指導	「脳性マヒ教育の認知を願うー現代版『みなおし』論のよりよき前進を期待してー」	
30	S52.3.30	寄宿舎をめぐる諸問題	「肢体不自由教育の質的充実を」	・「訪問指導担当職員講習会」開始
31	S52.6.30	児童生徒理解	「教師が児童生徒を理解すること」	・第1回「日本肢体不自由教育研究大会」開催
32	S52.9.30	体育	「医療と教育の統合を願って」	・アメリカ政府、障害者差別の全廃を命令 ・「全国弱障害者の教育推進連合会」結成
33	S52.12.30	第1回日本肢体不自由教育研究大会	「私が感じた日本の身体障害者の実態」	
34	S53.3.30	多様なニーズに応ずる指導	「この子たちの生の追求のために」	・「学校教育法施行令及び学校保健法施行令の一部を改正する政令」公布。養護学校における就学義務の施行に係る関係規定等を整備
35	S53.5.30	学校の施設・設備	「義務制と養護学校の役割」	・文部省、「教育上特別な教育的取扱いを要する児童・生徒の教育的措置について」通達
36	S53.8.30	こぼれ ことば この伝えることの大切さ	「こぼれ ことば この伝えることの大切さ」	・教育課程審議会、「盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部及び高等部の教育課程の基準の改善について」答申
37	S53.10.30	養護学校義務制をめぐる諸問題	「義務制実施に思う」	・行政管理局、「心身障害児の教育及び保護育成に関する行政監察結果に基づく勧告」公表 ・「特殊教育百年式典」開催 ・イギリスで「ウォーノック報告」答申
38	S53.12.30	第2回日本肢体不自由教育研究大会	「第2回大会の成果に寄せて」	・養護学校義務制実施 ・文部省、「心身障害児理解推進指針」指定開始 ・「特殊教育諸学校小学部・中学部学習指導要領」及び「特殊教育諸学校高等部学習指導要領」改正告示。訪問教育の特例が加わる（小学部は55年度、中学部は56年度、高等部は57年度実施） ・整肢療護園及びむらさき養育園を「心身障害児総合医療療育センター」に改組 ・国際連合総会、「国際障害者年の行動計画」採択
39	S54.3.10	訪問教育	「養護学校の教育に期待する」	
40	S54.5.30	障害の重い子の遊びの指導	「義務教育制度の完成と重度・重複障害児」	
41	S54.8.30	改訂学習指導要領	「肢体不自由教育への提言ー正しい障害の評価と人材の交流をー」	
42	S54.10.30	教・重・形の指導	「当面する肢体不自由教育の課題」	
43	S54.12.30	第3回日本肢体不自由教育研究大会	「第3回研究大会に思う」	

柴 垣 登

号数	発行年月	特集テーマ	巻 頭 言	事 項
44	S55.3.30	体験学習（働く、つくる、育てる）	「車イスから教育関係者へ」	・文部省、「心身障害児の理解のために」刊行
45	S55.5.30	健康をまもる	「進路の保障を」	・総理府に、「国際障害者年推進本部」設置を閣議決定
46	S55.8.30	教師の生きがい	「肢体不自由教育はこれでよいのか」	・公共職業安定所の再編整備、障害者や高齢者等の就労困難者を担当する特別援助部門を設置
47	S55.10.30	動けない子を活動させる工夫	「重度運動障害児の運動発達促進に思う」	・厚生省、「心身障害児（児）施設地域療育事業の実施について」通達
48	S55.12.30	障害の重い子の指導を考える（第4回日本肢体不自由教育研究大会）		
49	S56.3.30	交流教育	「交流以前に大事なことー豊かな人格の育成をー」	・この年「国際障害者年」、「完全参加と平等」をテーマ
50	S56.5.30	発達を促す工夫	「肢体不自由教育の展望」	・文部省初等中等教育局特殊教育課編、「我が国の特殊教育」刊行
51	S56.8.30	脳性マヒその病理と心理一	「脳性マヒ者から教育関係者へ」	・イギリスで「1981年教育法」公布（障害児教育が改革）
52	S56.10.30	子どもを生かす授業の創造	「子どもを生かす教育」	・12月9日を「障害者の日」とする
53	S56.12.30	障害の重い子の指導を考えるII（第5回日本肢体不自由教育研究大会）	「第5回研究大会に寄せて」「三つの仕事」	
54	S57.3.30	高等部の教育を考える	「肢体不自由児の教育の目ざすもの」	・特殊教育研究調査協力者会議、「心身障害児に依る早期教育及び後期中等教育の在り方」報告
55	S57.5.30	資料でつづる肢体不自由教育の歩み	「肢体不自由教育五十年」	・文部省編、「肢体不自由教育の手引き」（日本肢体不自由児協会発行）
56	S57.8.30	基礎学力を育てる	「国際障害者年を終えて」	・国際障害者年推進本部、「障害者対策に関する長期計画」発表
57	S57.10.30	子どもの生活経験を高める	「障害児と映像文化」	・国際連合総会、1983～1992年を「国連・障害者の10年」と決定
58	S57.12.30	発達に即した指導の工夫（第6回日本肢体不自由教育研究大会）	「大会を迎えての所感」「歴史に学ぶ」	
59	S58.3.30	教育評価を考える	「肢体不自由児の教育評価のみずかしさ」	・「盲学校、聾学校及び養護学校への就業奨励に関する法律施行規則の一部改正について」通知
60	S58.5.30	早期教育・就学	「就学についての親と教師」	・運輸省、「身障者用の設備づくり基準」作成
61	S58.8.30	基礎経営の工夫	「自然は急がない」	・「障害に関する用語の整理に関する法律」公布（不具・奇形・廃疾・白痴者を改める）
62	S58.10.30	感覚を通してのアプローチ	「解説の時代から実践・実証の時代へ」	・ILO総会、「職業リハビリテーション及び心身障害者雇用勧告」採択
63	S58.12.30	第7回日本肢体不自由教育研究大会	「第7回研究大会を終えて」「教育の質的充実をめざして」	・「心身障害者対策基本法」一部改正
64	S59.3.30	障害の重い子どもも教育内容の選択と配列	「障害児全員就学から十年」	・文部省、「心身障害児適正就学推進研究指定校」指定開始
65	S59.5.30	養護・訓練はいま	「早期教育と卒業対策の充実を」	・「身体障害者福祉法」一部改正
66	S59.8.30	性教育を考える	「性教育の今日的課題」	・「身体障害者雇用促進法」一部改正
67	S59.10.30	教育に役立つ医学の知識	「再び訴える 教育と医学の連携強化をー障害を持つ子どものために」	・この年から、盲人用識別マーク入り紙幣発行
68	S59.12.30	第8回日本肢体不自由教育研究大会	「第8回研究大会の成果」	
69	S60.3.30	コミュニケーション	「一人ひとりの子どもに学ぶ」	・臨時教育審議会、「第一次答申」提出
70	S60.5.30	障害の重い子どもの食事指導	「食べること、育つことー発達栄養行動の視点からー」	・「国民年金法等改正法」公布（基礎年金の導入、障害年金の充実等）
71	S60.8.30	自立をめざす教育	「再び自立の意味を問いただす」	・職業実習交通費（高等部対象）を中学及び中学校特殊学級まで拡大
72	S60.10.30	発達の診断	「発達と教育」	
73	S60.12.30	第9回日本肢体不自由教育研究大会	「第9回大会の成果」	
74	S61.3.30	教科指導ー小学部を中心に	「障害の重度化・重複化と教科指導」	・臨時教育審議会、「第二次答申」提出
75	S61.5.30	養護・訓練を主とする指導	「重複障害児教育について思う」	・教育課程審議会、「教育課程の基準の改善に関する中間報告」公表。「生活科」の新設等
76	S61.8.30	チーム・ティーチング	「教員のチームワーク」	・公的年金制度改革実施（障害者の年金保障の改善）
77	S61.10.30	趣味を育てる	「趣味を育てる」	・「障害者インターナショナル（DPI）日本会議」発足
78	S61.12.30	第10回記念日本肢体不自由教育研究大会	「第10回記念大会に思うこと」	
79	S62.3.30	新しい教育機器の活用	「新しい教育機器の活用」	・臨時教育審議会、「第三次答申」提出。障害者教育の振興に触れる
80	S62.5.30	障害の重い子供の遊び	「特殊教育諸学校と特殊学級の一元化」	・文部省、「心身障害児交流活動地域推進研究校」指定開始
81	S62.8.30	経験を豊かにする宿泊学習	「旅と障害者」	・文部省編、「肢体不自由教育における養護・訓練の手引き」及び「肢体不自由児の発達と指導」（日本肢体不自由児協会発行）
82	S62.10.30	教科学習の入門の指導	「入門期指導の確立を」	・この年から、特殊教育諸学校へのパソコン導入開始
83	S62.12.30	第11回日本肢体不自由教育研究大会	「研究活動の前進を願って」	・臨時教育審議会、「第四次（最終）答申」提出
84	S63.3.30	交流を考える	「交流教育を考える」	・教育課程審議会、「盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」答申
85	S63.5.30	自己表現の力を育てる	「充実した生活と自己表現力」	・身体障害者雇用促進法を抜本的改正し、「障害者の雇用促進等に関する法律」施行
86	S63.8.30	肢体不自由教育と教師	「真の教育者とはと問われて」	・「教育公務員特例法」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」一部改正。初任者研修制度化
87	S63.10.30	子どもを生かす学校行事	「学校行事」	・「教育職員免許法」一部改正。専修免許状、特別免許状等の新設
88	S63.12.30	第12回肢体不自由教育研究大会	「相互の触発を」	・「特殊教育諸学校小学部・中学部学習指導要領」及び「特殊教育諸学校高等部学習指導要領」改正告示。養護・訓練の内容の再編成、高等部職業教育の内容の改正等（小学部は平成4年度、中学部は平成5年度、高等部は平成6年度実施）
89	H1.3.30	領域・教科を合わせた指導	「遊びや生活単元学習のおさえどころ」	・「特殊教育諸学校小学部・中学部学習指導要領」及び「特殊教育諸学校高等部学習指導要領」改正告示。養護・訓練の内容の再編成、高等部職業教育の内容の改正等（小学部は平成4年度、中学部は平成5年度、高等部は平成6年度実施）
90	H1.5.30	ことばを育てる	「今、あらためておもう特殊教育における「医療と教育の正しい結びつき」」	・「特殊教育諸学校幼稚園教育要領」告示（平成2年度実施）
91	H1.8.30	健康をまもるII	「人間性豊かな心、福祉の心を育てよう」	
92	H1.10.30	養護学校義務制施行10年ー確かな指導を求めて	「義務制実施十年に思う」	
93	H1.12.30	第13回日本肢体不自由教育研究大会	「後進に望むこと」	
94	H2.3.30	新学習指導要領	「新しい学習指導要領に寄せて」	・身体障害者福祉法等、福祉関係8法改正
95	H2.5.30	肢体不自由教育よろず相談	「理解者から技術者へ」	・アメリカ「ADA（障害をもつ米国民法）」制定
96	H2.8.30	QOLからみた進路指導を考える	「QOLからみた進路指導」	・障害者社会参加促進事業に重度障害者移動支援（リフト付き乗用車）事業
97	H2.10.30	コンピュータの活用	「逆説に満ちた教師の仕事」	
98	H2.12.30	第14回日本肢体不自由教育研究大会	「第14回研究大会を終わって」	
99	H3.3.30	障害の重い子どもも評価	「教育評価について」	・厚生省、身体障害者自立支援事業の創設
100	H3.5.30	教育と医療	「100号発行に当たって」	・厚生省、全国身体障害児・者実態調査実施
101	H3.8.30	養護・訓練指導の新たな展開	「新しい養護・訓練について」	・「全国自立生活センター協議会（JIL）」発足
102	H3.10.30	豊かなコミュニケーションを育てる	「豊かなコミュニケーションを育てる」	
103	H3.12.30	第15回日本肢体不自由教育研究大会	「今後の研究大会に期待すること」「基礎報告」	

戦後肢体不自由教育における実践課題の変遷

号数	発行年月	特集テーマ	巻頭言	事項
104	H4.3.30	高等部のあり方	「高等部のあり方について考える」	・特殊教育諸学校において、「初任者研修」本格実施
105	H4.5.30	校内研修	「教師にとって研修とは」	・1月1日の学校週5日制実施
106	H4.8.30	障害の重い子どもの食事指導Ⅱ	「学校給食の果たす役割と時代の変化」	・文部省編、「肢体不自由児のコミュニケーションの指導」（日本肢体不自由児協会発行）
107	H4.10.30	関係機関・分野との連携	「連携を築きあえるものにするために」	・国連アジア太平洋経済社会理事会、「アジア・太平洋障害者の十年（1993～2002年）」採択
108	H4.12.30	第16回日本肢体不自由教育研究大会	「地域の研究活動の充実を」	・国際連合総会、毎年12月3日を「国際障害者の日」とすることを宣言
109	H5.3.30	学校週5日制をめぐる	「道徳による指導の実施について」	・学校教育法施行規則の一部改正により、「道徳による指導」制度実施
110	H5.5.30	グループ学習を考える	「グループ学習を考える」	・障害者対策推進本部、「障害者対策に関する新長期計画」公表
111	H5.8.30	個別指導計画	「個に応じた指導の充実を」	・心身障害者対策基本法が改正され、「障害者基本法」公布
112	H5.10.30	教員を生かす学校づくり	「教員に期待すること」	・国際連合総会、「障害者の機会均等化に関する標準規則」採択
113	H5.12.30	第17回日本肢体不自由教育研究大会	「活気ある研究大会を」	・全肢P連總會合に、NECの協力を得てパソコン等福祉機器展示
114	H6.3.30	障害の重い子どものための教材活用	「障害の重い子供のための教材を考える」	・「児童の権利に関する条約」の批准承認
115	H6.5.30	感染症と学校保健	「これからの学校保健に望むこと」	・「特別なニーズ教育に関する世界会議」において「サラマンカ宣言」採択
116	H6.8.30	個に応じた指導—子どもを中心とした連携をめざして	「〇〇は、障害のある子の『ニーズに応える』」	・病気療養児の教育に関する調査研究協力者会議、「病気療養児の教育について（審議のまとめ）」報告
117	H6.10.30	教員研修	「各教師の一層の成長を」	・文部省編、「肢体不自由児の養護・訓練の指導」（肢体不自由児協会発行）
118	H6.12.30	第18回日本肢体不自由教育研究大会	「質的向上・主体的参加・教育地図の工夫」	・東京都、都立養護学校における救急体制整備事業開始
119	H7.3.30	地域に開かれた学校教育を考える	「医療面からの養護学校教育に対する要望」	・障害者対策推進本部、「障害者プラン—ノーマライゼーション七か年戦略」策定
120	H7.5.30	親と教師のパートナーシップ	「【自己決定】について考える」	・障害者対策推進本部、「障害者週間」（12月3日～9日）設定
121	H7.8.30	宿泊学習を考える	「障害をもつ人と旅行」	・2月2日の学校週5日制実施
122	H7.10.30	障害の重い子どもの教育課程	「障害の重い子どもに学ぶ」	
123	H7.12.30	第19回日本肢体不自由教育研究大会	「個別指導計画の視点から学ぶ」	
124	H8.3.30	子どもや地域のニーズに応じた教育について	「重症心身障害をもつ人たちへの対応」	・盲学校、聾学校及び養護学校の高等部における職業教育の在り方に関する調査研究協力者会議、「盲学校、聾学校及び養護学校の高等部における職業教育等の在り方について」報告
125	H8.5.30	肢体不自由教育入門—実践上の悩みの解決に向けて—	「後輩の皆さんへ送るエール」	・中央教育審議会、「二十一世紀を展望した我が国の教育の在り方について」第一次答申
126	H8.8.30	指導記録と評価	「個に応じた指導と評価」	
127	H8.10.30	遊びの指導	「学校教育に望むこと」	
128	H8.12.30	第20回日本肢体不自由教育研究大会	「継続は力なり」	
129	H9.3.30	職業教育と進路指導—高等部での取り組み—	「意識改革」	・特殊教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議、「特殊教育の改善・充実について（第1次報告）」
130	H9.5.10	文字・数の扉をひらく—新たな取り組み—	「なぜ、読み・書き・計算の学習なのか」	・盲・聾・養護学校高等部の訪問教育の試行的実施（32都道府県）
131	H9.9.10	創作活動	「障害者の芸術の評価」	・特殊教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議、「特殊教育の改善・充実について（第2次報告）」
132	H9.11.10	訪問教育	「訪問教育の歴史と今後の課題」	
133	H10.1.10	第21回日本肢体不自由教育研究大会	「不易と流行」	・教育課程審議会、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」答申
134	H10.3.10	二十一世紀を展望した肢体不自由教育—これまでの枠組みを越えた教育の充実をめざして—	「二十一世紀の教育—特殊教育の在り方を探る—」	・「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」公布（「精神薄弱」→「知的障害」）
135	H10.5.10	肢体不自由教育の新たな潮流A A C—おもちゃから始まる心の自立—	「A A Cで切り拓く障害児教育の未来」	・「特殊教育120年記念式典」挙行
136	H10.9.10	個別指導計画の展開	「個別指導計画の意味するもの」	・文部省、「特殊教育における福祉・医療との連携に関する実践研究」開始
137	H10.11.10	教育相談を考える—地域のネットワークの中で—	「教育相談を考える」	
138	H11.1.10	第22回日本肢体不自由教育研究大会	「研究の質的広がりと深まり」	・「盲学校、聾学校及び養護学校教育要領、学習指導要領」改訂告示（「養護・訓練」を「自立活動」へ名称変更し、目標・内容を改修、個別の指導計画の作成を規定等）
139	H11.3.10	教育と医療2—医療との新たな連携を求めて—	「人が生きるということ」	・「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」公布
140	H11.5.10	生きる力をはぐくむ教育課程—新学習指導要領の解説を通して—	「新学習指導要領に寄せて」	・「民法の一部を改正する法律」公布（成年後見制度）
141	H11.9.10	身体の動きに関する指導—自立を目指した主体的活動を促すために—	「障害の重い子どもにとって『自立』とは」	
142	H11.11.10	これからの交流教育	「これからの交流教育」	
143	H12.1.10	第23回日本肢体不自由教育研究大会	「専門性の向上」	・「介護保険法」施行
144	H12.3.10	様々な研修の進め方	「教員研修について考える」	・訪問教育を盲・聾及び養護学校高等部へ拡大
145	H12.5.10	卒後の多様な可能性を拓く	「地域で主体的に生きる力を培うために」	・「高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」公布（バリアフリー法）
146	H12.9.10	障害の重い子どもとのコミュニケーションと環境—豊かな学校生活のために—	「重度の障害者に学ぶ」	
147	H12.11.10	養護・訓練から自立活動へ	「養護・訓練から自立活動へ」	
148	H13.1.10	第24回日本肢体不自由教育研究大会	「二十一世紀への手応え」	・中央省庁再編（「文部省」→「文部科学省」、[特殊教育課]→「特別支援教育課」など）
149	H13.3.10	肢体不自由教育O & A	「肢体不自由教育を担う方々へ」	・21世紀の特殊教育の在り方に関する調査協力者会議、「21世紀の特殊教育の在り方について—一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について—（最終報告）」公表
150	H13.5.10	二十一世紀の特殊教育	「二十一世紀の特殊教育への期待」	・厚生労働省、身体障害児・者実態調査実施
151	H13.9.10	学校における摂食指導	「豊かな可能性をひらくために—食べることに関するエピソードを通して—」	・WHO総会、「国際生活機能分類」採択（障害分類の改訂）
152	H13.11.10	第25回日本肢体不自由教育研究大会	「新たな二十一世紀の特殊教育の創造に向けて」	・国連総会、「障害者に関する世界行動計画の実施：21世紀における万人のための社会に向けて」（障害者権利条約）決議
153	H14.1.10	総合的な学習の時間の考え方とその実際	「今、求められている学力とは」	・第1回全国障害者スポーツ大会開催
154	H14.3.10	教科学習を考える	「教科の授業を考える」	・「障害者基本計画（平成15～24年度）」閣議決定、障害者施策推進本部「重点施策実施5か年計画（新障害者プラン、平成15～19年度）」策定
155	H14.5.10	役に立つ個別の指導計画	「教育の個別化は学校を変える、教育を変える」	・日本肢体不自由教育研究会、特定非営利活動法人（NPO）に改組
156	H14.9.10	学校における授業研究	「障害の重い子どもへの『授業』に想う」	・国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）「アジア太平洋障害者の10年」を更に10年延長する決議採択（2003～2012）
157	H14.11.10	福祉制度の新たな展開	「改めてノーマライゼーションの理念の意味を考える」	

柴 垣 登

号数	発行年月	特集テーマ	巻 頭 言	事 項
158	H15.1.10	保護者と学校	「生徒と保護者は顧客、教師は社員」	・特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議、「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」公表
159	H15.3.10	魅力ある学校づくり	「必要なことは自信を持たせること」	・文部科学省（厚生労働省との連携）、「養護学校における医療的ケアに関する研修事業」、「養護学校における医療的ケアに関するモデル事業」実施
160	H15.5.10	学校週五日制の展開	「大人も楽しもう」週五日制」	・「養護学校における医療的ケアに関する研修事業」実施
161	H15.9.10	特別支援教育の展望	「特別支援教育の展開」	・文部科学省、「特別支援教育体制推進事業」実施
162	H15.11.10	高等教育を考える	「重い障害のある人たちと一緒に」	
163	H16.1.10	医療的ケアの新たな展開	「医療的ケアと教育」	・在宅及び養護学校における日常的な医療的・医学的・法律的の整理に関する研究会、「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の医学的・法律的の整理に関するとりまとめ」報告
164	H16.3.10	授業展開のコツ	「授業における教師の構え」	・盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて（協力依頼）（文部科学省初等中等教育局長あて厚生労働省医政局長通知）
165	H16.5.10	教員の工夫と開発	「教材・教員の工夫と開発」	・障害者権利条約に関する国連総会アドホック委員会（ニューヨーク）
166	H16.9.10	学校保健を考える	「学ぶ喜び」	・「日本障害フォーラム」(JDF) 設置
167	H16.11.10	評価と個別的教育支援計画	「盲・聾・養護学校における学習評価の在り方」	・厚生労働省、「在宅における ALS 以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」通知
168	H17.1.10	可能性を拓く IT 活用	「障害のある子供の可能性を拓く IT 活用」	・「障害者自立支援法」公布
169	H17.3.10	一人一人が輝く授業	「学校にもっと『課外授業』を」	・中央教育審議会、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」答申
170	H17.5.10	ことばを育てる	「基本となる考え方を踏まえて」	・文部科学省、「盲・聾・養護学校における医療的ケア実施体制整備事業」実施
171	H17.9.10	養護学校のセンター的機能	「『センター的機能』を高めて地域支援を充実させる」	
172	H17.11.10	肢体不自由教育における専門性	「今、求められている専門性とは」	
173	H18.1.10	自立活動－授業の再検証	「日々 新たな学び」	・文部科学省、「適級による指導の対象とすることの適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について」通知
174	H18.3.10	卒業後を見通した支援の在り方	「障害者自立支援法と教育－障害者の就労と地域生活の推進－」	・「学校教育法等の一部を改正する法律」公布（盲・聾・養護学校の区分をなくし特別支援学校とし、特別支援学校の教員免許状に改めるとともに、小・中学校等において特別支援教育を推進するための規定整備、平成 19 年 4 月 1 日施行）
175	H18.5.10	授業で伸ばす表現力	「『作家』である自分が 私は一番好き」	・「障害者自立支援法」全面施行
176	H18.9.10	身につけたい力とその評価	「指導要録に思う」	・「教育基本法」公布（教育基本法の全面改正）
177	H18.11.10	地域支援の輪を広げる	「コンサルテーションとしての地域支援」	・改正「学校教育法」等施行、特別支援教育、特別支援学校制度実施
178	H19.1.10	授業の質を高める工夫	「教師として真に必要な力量は、『教えない力量』である」	・教育再生会議、第一次報告「社会総がかりで教育再生を～公教育再生への第一歩～」公表
179	H19.3.10	移行支援の充実	「夢に向かって」	
180	H19.5.10	学校のチーム力を高める	「『子どもの教育』におけるチームの組織力」	・全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会「結成五十周年記念大会」開催（昭和 33 年発足）
181	H19.9.10	アシスティブ・テクノロジーの活用	「特別支援教育におけるアシスティブ・テクノロジーの活用」	・「障害者の権利に関する条約」署名
182	H19.11.10	基本から学ぶ摂食指導	「『食べるということ』の意義を改めて見直し」	
183	H20.1.10	コミュニケーション評価と指導	「コミュニケーションを育てる」	・中央教育審議会、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」答申（自立活動に新区分「人間関係の形成」、外部専門家の活用など）
184	H20.3.10	特別支援学校と肢体不自由教育	「特別支援教育時代の肢体不自由教育に期待する」	・「幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領」告示（指導計画の作成に当たって配慮すべき事項として、特別支援学校等の助言や援助の活用、障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことなどを規定、教育課程編成の特色を具体的に例示）
185	H20.5.10	領域・教科を合わせた指導	「領域・教科を合わせた指導」	・「障害の児童及び生徒のための教科用図書等の普及の促進等に関する法律」施行
186	H20.9.10	授業改善と指導案	「授業改善と授業案－具体的に追及する－」	
187	H20.11.10	子供が輝く学校行事	「学校行事の意義とその展開」	・特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議、「特別支援教育の更なる充実に向けて（審議の中間とりまとめ）～早期からの教育支援の在り方について～」報告
188	H21.1.10	知っておきたい基礎・基本	「肢体不自由教育のこれから」	・「特別支援学校幼稚園教育要領、特別支援学校小学校部、中学校学習指導要領、特別支援学校高等学校学習指導要領」公示（障害の重度・重複化、多様化への対応、一人一人に応じた指導の充実、自立と社会参加に向けた職業教育の充実、交流及び共同学習の推進、個別的教育支援計画の作成、センター的役割）
189	H21.3.10	授業を豊かにする教材・教具	「授業を豊かにする教材・教具」	・内閣府に「障がい者改革推進本部」、「障がい者制度改革推進会議」設置、障害者の権利に関する条約の批准のための国内体制整備について審議
190	H21.5.10	学習指導要領と自立活動	「学習指導要領と肢体不自由教育」	・中教審、「児童生徒の学習評価の在り方について」報告（目標準地帯、観点別評価、指導要録の改善、学習評価における信頼性、妥当性の確保など）
191	H21.9.10	もっと活用できる『個別の指導計画』	「特別支援学校への期待」	・障がい者制度改革推進会議、「第一次意見」公表
192	H21.11.10	地域に生きる特別支援学校	「特別支援学校と地域の連携」	・中教審に「特別支援教育のあり方に関する特別委員会」を設置
193	H22.1.10	キャリア教育の展開	「職場がおうちへやってきた」	・特別支援教育の在り方に関する特別委員会論点整理
194	H22.3.10	通常の学校で生かす肢体不自由教育	「特別支援教育への期待」	・障がい者制度改革推進会議、「第二次意見」公表
195	H22.5.10	授業づくりにつなげる実態把握	「授業改善のための『実態把握』を」	・東日本大震災発生（3.11）
196	H22.9.10	実践力をみがく	「未来への希望」	・「障害者基本法改正」（障害者権利条約への対応）
197	H22.11.10	自立活動に求められる専門性とは	「自立活動における教員の専門性」	
198	H23.1.10	地域の特色を生かした交流及び共同学習	「交流及び共同学習への期待」	
199	H23.3.10	もっと活用できる『個別的教育支援計画』	「『個別的教育支援計画』の活用」	
200	H23.5.10	肢体不自由教育の歩みと新たな展開	「肢体不自由教育への『思い』と『期待』」	
201	H23.9.10	評価で伸ばす授業力	「『授業の成立』」	
202	H23.11.10	特別支援学校における食育	「食べる喜び」	
203	H24.1.10	児童生徒の安全な学校生活のために	「子供が安全で、安心した学校生活を送れるために」	・中教審、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（就学相談・就学先決定の在り方、合理的配慮、多様な学びの場の整備、教職員の専門性向上など）
204	H24.3.10	授業が生かす肢体不自由教育のコツ	「肢体不自由教育のコツを再考する」	
205	H24.5.10	キャリア教育の視点を生かした授業づくり	「キャリア教育の充実に向けた指導の創意工夫」	
206	H24.9.10	各教科の授業の質を高める	「困っている子に寄り添う授業を目指して」	
207	H24.11.10	見ることや聞くことに困難のある子供の指導	「見ることや聞くことに困難さを支援するために」	
208	H25.1.10	通常の学校における肢体不自由教育の展開	「すべての子どものための学校経営」	・「障害者差別解消法」制定（合理的配慮提供の法的義務など）
209	H25.3.10	肢体不自由教育に求められる他職種との協働	「教育と医療の協働－関係性と主体性を大事にしながら専門性の広がりをも－」	・就学制度改革（『認定進学』制度廃止、総合的判断＜本人・保護者の意向を可能な限り尊重＞、最終決定権は市町村教育委員会等）
210	H25.5.10	障害が重い子供たちの健康づくり	「バトン」	・文部科学省、「第 2 期教育振興基本計画」策定（社会を生かす力の養成、未来への飛躍を実現する人材の養成、学びのセーフティネットの構築、絆づくりと活力あるコミュニティの形成、障害者も含めて個人の能力を最大限伸長）
211	H25.9.10	授業力向上につなげる基礎・基本	「授業力向上を図るために」	・「いじめ防止対策推進法」成立
212	H25.11.10	豊かな人間関係をきずく指導	「豊かな人間関係の形成を目指して」	
213	H26.1.10	『個別の指導計画』を考える	「子供を見る目」	・「障害者権利条約」批准
214	H26.3.10	校内研修を生かす	「学校が元気になる校内研修－OJT 等を通した授業改善－」	
215	H26.5.10	一人一人の目標に迫る集団指導	「一人一人を大切にし、子供同士がつながる集団授業とは」	
216	H26.9.10	自立活動の指導	「自立活動の『身体の動き』の意義」	
217	H26.11.10	小・中学校における肢体不自由教育	「小・中学校における肢体不自由教育への思い」	

戦後肢体不自由教育における実践課題の変遷

号数	発行年月	特集テーマ	巻頭言	事項
218	H27.1.10	表現を育てる授業	「才能を育てる～表現活動を通して」	・中教審、「新しい時代の教育や地方創世の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」答申（特別支援学校の特性等を踏まえた地域や社会等との協働活動の推進等）
219	H27.3.10	安心・安全な学校づくり	「安心・安全な学校づくりのための防災対策」	
220	H27.5.10	指導に生かす生理・病理の基礎知識	「専門性に基づく教育への新たな一歩」	・中教審、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」及び「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」答申
221	H27.9.10	ICTを活用したコミュニケーション支援	「コミュニケーションを豊かにするICT」	
222	H27.11.10	学習評価を生かした授業	「指導に生かす学習評価」	・「障害者差別解消法」施行（4.1） ・中教審、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」答申
223	H28.1.10	各教科等を合わせた指導の充実	「生きる力を育む各教科等を合わせた指導～生活単元学習を通して考える～」	
224	H28.3.10	個別の指導計画と授業	「生きた個別の指導計画を作成し、授業に活かそう」	
225	H28.5.10	キャリア教育の充実	「『働くこと』の本当の意味を求めて」	
226	H28.9.10	食べる力を育てる摂食指導	「安全で 楽しく 豊かに ～生きる力につなげる摂食指導～」	
227	H28.11.10	インクルーシブ教育システムと肢体不自由教育	「インクルーシブ教育システムの構築と創発的戦略」	
228	H29.1.10	生涯にわたってスポーツを楽しむ	「生涯にわたってスポーツを楽しむ」	
229	H29.3.10	実態把握に基づいた授業づくり	「障害の重い子供たちの授業をつくるために」	
230	H29.5.10	肢体不自由教育に生かす基礎・基本	「肢体不自由教育初めの一歩」	
231	H29.9.10	自立活動の展開	「肢体不自由教育と自立活動」	
232	H29.11.10	安心・安全な学校を考える	「安心・安全な学校生活のために～日々のリスクマネジメントを大切に～」	・文科科学省、「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」策定（特別支援学校の特色を活かすつ、幼児・児童・生徒の発達段階に応じて、地域と学校の連携・協働を推進していくことが重要） ・文科科学省、「学校における働き方改革に関する緊急対策」公表
233	H30.1.10	各教科の授業の工夫	「養護学校の思い出」	
234	H30.3.10	表現力を育てる芸術活動	「芸術活動を通して人とつながる」	・民法の一部改正（成年年齢を20歳から18歳へ） ・文科科学省、「第3期教育振興基本計画」策定（密着的な根拠を重視した教育政策の推進、教育投資の在り方、新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造、障害者の障害教育の推進）
235	H30.5.10	コミュニケーションの力を育てる	「障害の重い子どものコミュニケーションの力を育てる」	
236	H30.9.10	授業で活かす教材・教員	「道具としての教材・教員の開発と工夫」	・新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」答申（引き続き特別支援教育を推進）
237	H30.11.10	専門性を育む	「肢体不自由校の専門性向上」	
238	H31.1.10	医療的ケアにおける職種間連携	「学校における医療的ケアの課題」	
239	H31.3.10	新学習指導要領と肢体不自由教育～基礎から分かる新学習指導要領～	「新学習指導要領の展開への期待」	
240	R1.5.10	自立活動の指導の充実	「自立活動の指導への期待」	
241	R1.9.10	肢体不自由教育のことが知りたい	「日々の仕事で感じる疑問を大切に」	
242	R1.11.10	特別支援学級での指導の工夫	「学校における特別支援学級の役割」	
243	R2.1.10	摂食指導の進め方	「子ども自ら『食べる機能』を育む原動力とは」	
244	R2.3.10	各教科等の指導と授業づくり	「『見方・考え方』との関連を意識して学ぶ」	
245	R2.5.10	安全な学校環境づくりと危機管理	「危機管理～災害から学ぶ～」	
246	R2.9.10	障害者スポーツの充実	「障害者スポーツとの出会い」	
247	R2.11.10	障害の重い子供の授業づくり	「障害の重い子供たちの学び」	
248	R3.1.10	交流及び共同学習の展開	「交流及び共同学習を推進するために」	
249	R3.3.10	地域の教育資源の活用	「肢体不自由教育における生涯学習の推進～社会に開かれた教育課程による地域とのつながり～」	
250	R3.5.10	表現する力を育てる授業の工夫	「表現する力を育てる」	
251	R3.9.10	ICT活用の最前線	「ICT機器で社会とつながり、夢を実現させる」	
252	R3.11.10	障害が重度の子供の授業と評価	「障害が重い子供の授業づくりのこつ」	
253	R4.1.10	教科指導の充実～国語、算数、数学の指導～	「各教科を学ぶ意義と授業づくり」	・特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議、「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」（管理職、教育委員会の取り組むべき方向性を明示） ・文科科学省、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」公表
254	R4.3.10	教科指導の充実～社会、理科、外国語（英語）の指導～	「学校で身につけたい力について」	
255	R4.5.10	キャリア教育・進路指導の充実	「学校教育への期待」	
256	R4.9.10	体験的な活動の工夫	「これからの肢体不自由教育における体験的な活動」	
257	R4.11.10	小・中学校における肢体不自由児の学びの工夫	「肢体不自由児の視点を大切にした特別支援教育」	
258	R5.1.10	教師の専門性の向上	「教師の専門性をどう理解し、目指すのか？」	
259	R5.3.10	創意工夫による授業づくり	「授業づくりにおける創意工夫」	

「授業全般」…生活指導、特別活動、性教育を考える、領域・教科を合わせた指導、遊びの指導、授業の質を高める工夫、一人一人の目標に迫る集団指導、身につけたい力とその評価、表現力を育てる芸術活動、創意工夫による授業づくり、など

「養護・訓練(自立活動)」…養護・訓練、知覚訓練、感覚を通してのアプローチ、コミュニケーション、自立活動に求められる専門性とは、自立活動の指導の充実、など。

「重度・重複障害」…障害の重い子の指導、障害の重い子供の遊び、障害の重い子供の食事指導、障害の重い子どもの教育課程、障害の重い子供たちの授業づくり、障害の重い子供たちの授業と評価、など。

- 「教科指導」…読み・書き・算の指導、ことば、数・量・形の指導、国語・算数・数学の指導、社会・理科・外国語(英語)の指導、など。
- 「教職員」…教員の専門性、授業力の向上、校内研修、教職員間の連携、校内体制づくり、親とのパートナーシップ、など。
- 「健康・安全」…学校における摂食指導、障害の重い子供たちの健康づくり、安全な学校環境づくりと危機管理、学校保健を考える、など。
- 「実態把握・評価」…教育評価、児童生徒理解、発達の診断、指導記録と評価、実態把握に基づいた授業づくり、など。
- 「支援・配慮・工夫」…教材・教具、動けない子を活動させる工夫、発達を促す工夫、学級経営の工夫、各教科の授業の工夫、体験的な活動の工夫、など。
- 「進路指導・キャリア教育」…自立をめざす教育、職業教育と進路指導—高等部での取り組み、卒業後を見通した支援の在り方、キャリア教育の視点を生かした授業づくり、キャリア教育・進路指導の充実、など。

表2 区分ごとの頻度の多いテーマ

順位	特集テーマ	全体の数	～100号	101～200号	201号～
1	授業全般	28	9	12	7
2	養護・訓練(自立活動)	22	9	9	4
3	教職員	21	6	10	5
4	重度・重複障害	17	9	4	4
5	教科指導	14	8	2	4
5	健康・安全	14	2	4	8
7	実態把握・評価	11	4	4	3
7	支援・配慮・工夫	11	5	1	5
7	進路指導・キャリア教育	11	3	5	3
10	教育理念・歴史	8	2	4	2
10	指導計画・支援計画	8	0	6	2
12	教育機器・ICT	7	2	3	2
12	学習指導要領	7	3	2	2
14	肢体不自由教育の基礎・基本	6	1	3	2
14	医療	6	1	3	2
16	交流及び共同学習	5	2	2	1
16	小・中学校	5	0	1	4
16	他機関・他職種連携	5	1	3	1
16	地域	5	0	4	1
20	高等部	4	2	2	0
21	養護学校義務制	3	3	0	0
22	脳性マヒ	2	2	0	0
	肢体不自由教育研究大会	22	11	11	0
	その他	18	9	7	2
		260	94	102	64

「全体」では「授業全般」が最も多く、次いで「養護・訓練(自立活動)」、「教職員」、「重度・重複障害」、「教科指導」、「健康・安全」の順となっており、これらのテーマが多く取り上げられていることがわかる。

区分によって内容の頻度がどのように変化しているかを、より分かりやすくするために

戦後肢体不自由教育における実践課題の変遷

作成したのが表3である。各区分を通じて多いのが「授業全般」である。また、「教職員」も各区分を通じて頻度が多くなっている。一方で、「養護・訓練（自立活動）」、「重度・重複障害」、「健康・安全」などは区分によって取り上げられる頻度が変化していることがわかる。

表3 年代区分による内容の頻度の変化

	全 体	創刊号～100号	101号～200号	201号～259号
1	授業全般	授業全般	授業全般	健康・安全
2	養護・訓練(自立活動)	養護・訓練	教職員	授業全般
3	教職員	重度・重複障害	養護・訓練	教職員
4	重度・重複障害	教科指導	指導(支援)計画	支援・配慮・工夫
5	教科指導・健康・安全	教職員	進路指導・キャリア教育	教科指導・重度・重複障害

3 年代区分による内容の変化

テーマが同じでも時代状況や対象となる肢体不自由児の障害の状況の変化によって内容が変化する。ここでは、肢体不自由児の障害の状況の変化によって内容が変化したことがよくわかる例として「重度・重複障害」を取り上げて、その内容の変化を見る。表4は、「重度・重複障害」に関する特集テーマの一覧である。()内の数字は号数を表す。また、「1号～100号」(1970～91年)、「101号～200号」(1991～2011年)、「201号～259号」(2011～23年)の区分がわかりやすいように線を引いている。「1号～100号」(1970～91年)の区分では9つあるが、「101号～200号」(1991～2011年)の区分になると4つに減少している。「201号～259号」(2011～23年)の区分では59号中で4つあり、そのうち2つが直近で、あまり間隔を空けずに設定されていることから今後増加するであろうことが推測される。

表4 「重度・重複障害」の特集テーマ

<ul style="list-style-type: none"> ・障害の重い子の指導(12) ・重複障害児の指導(22) ・障害の重い子の遊びの指導(40) ・障害の重い子の指導を考える(第4回日本肢体不自由教育研究大会(48) ・障害の重い子の指導を考えるⅡ(第5回日本肢体不自由教育研究大会(53) ・障害の重い子どもの教育内容の選択と配列(64) ・障害の重い子どもの食事指導(70) ・障害の重い子供の遊び(80) ・障害の重い子どもの評価(99)
<ul style="list-style-type: none"> ・障害の重い子どもの食事指導Ⅱ(106) ・障害の重い子どものための教材活用(114) ・障害の重い子どもの教育課程(122) ・障害の重い子どもとのコミュニケーションと環境—豊かな学校生活のために—(146)
<ul style="list-style-type: none"> ・見ることや聞くことに困難のある子どもの指導(207) ・障害の重い子供たちの健康づくり(210) ・障害の重い子供の授業づくり(247) ・障害が重い子供の授業と評価(252)

3-1 「1号～100号」(1970～91年)の区分

全区分を通して「障害の重い子ども(子供)」という表現は同じである。しかし、表現は

同じであっても、その内容は異なる。第12号(1972年9月)で、当時、大阪府立堺養護学校教諭であった塩尻は「特殊教育の量的拡大の結果、今日、ほとんどすべての肢体不自由養護学校は、児童生徒の大半を占める脳性マヒ児の教育の場となっている。しかも、その障害は著しく重度化し、重複化する傾向にある」と述べている(塩尻[1972]10)。また、同号に明石市立明石養護学校教諭であった打越が実践記録として「重障児の指導—コミュニケーションの楽しさ」を寄稿しているが、そこには当時の在籍児童について次のような記述がある。

養護学校に赴任した当時(三十七年)の重障児は、脳性マヒで言語障害も重度ではあったが、知的レベルは学年相応であったので、母親の介助で軽障児と混在していても学習指導がすすめられた。それから十年、現在養護学校に在籍する重障児には、もちろん知的レベルが水準の子どももいるが、不治永患児施設が対象にするような、心身ともにきわめて重い障害児も含んでいる。(打越[1972]24)

以上の塩尻、打越の記述にみられるように、この当時の重度・重複障害児は脳性マヒが主因となっており、その障害の程度が年々重くなっていくとともに、その障害の程度の幅も広がっていくという状況であった。当時、国立特殊教育総合研究所重複障害教育研究部長であった大坪は、「重複障害児の中には、軽い障害で学校から職業へと進む子供たちから障害の極度に重い子供まで含まれている」としている(大坪[1975]36)。この当時は養護学校義務制実施(1979年)を控え、それまで就学猶予・免除されていた肢体不自由児、特に脳性マヒを主因とし肢体不自由に併せて視覚障害や聴覚障害、知的障害などの他の障害を有する児童生徒が増加しつつあり、その多様さから重度・重複障害児と呼ばれる子どもたちの範囲が必ずしも明確になっていなかった。そのような状況もあり、1975年3月に文部省の「特殊教育の改善に関する調査研究会」が、次のように重度・重複障害の定義を示した(特殊教育の改善に関する調査研究会1975)。

- ①学校教育法施行令第22条の2に規定する障害を二つ以上併せ有する者²
- ②発達の側面からみて、「精神発達の遅れが著しく、ほとんど言語を持たず、自他の意思の交換及び環境への適応が著しく困難であって、日常生活において常時介護を必要とする程度」の者
- ③行動的側面からみて、「破壊的行動、多動傾向、異常な習慣、自傷行為、その他の問題行動が著しく、常時介護を必要とする程度」の者

①と②に示されているように障害が重複していることや、精神発達の遅れが著しいことからその指導も手探りの部分が多く、各学校において、あるいは各教師において目の前の子どもに対して試行的に行われる部分が多かった。

1979年の養護学校義務制実施当時、国立久里浜養護学校³の校長であった藤原は、「『重度・重複』と言い放てば、それはそのままでは一般に何のことかわからぬ言葉なのだが、お互いにそれが、一人でいくつもの障害を併有していて、精神滞滞の程度もたいへんに重い子どもたちのことを意味するものだとわかり合えるほどになってしまった」とした上で、

「ところが、ここ十年の間、何が『重度』かということ、ごく最近まで共通に理解される手がかりは得られなかったし、今でも、しかとはわかり合えていないように思う」と述べている。そして、重度・重複障害児に対する教育について「教育の理念が明らかにされ、かつ、それが教育界に浸透されるに至っていないではないかということ、次には、その教育に進んで携わろうという教員の養成は、はたして実を結んでいるのか」という課題があることを指摘し、「重度・重複障害児の教育問題は『国民皆学』に向けて残された最後の問題であることは間違いのないところであろう」としている（藤原 [1979] 2-3）。

このような状況の中で、1980年8月の第4回日本肢体不自由教育研究大会と1981年8月の第5回日本肢体不自由教育研究大会は、2年連続して「障害の重い子の指導を考える」をテーマに開催されている。そこで行われた研究発表のテーマを一覧にしたものが表5である。教科の指導に関する指導も見られるが、動作訓練や感覚に働きかける指導など養護・訓練に関する指導をはじめとして、排泄などの日常生活指導や身長測定という学校保健に関わる内容など実に多岐にわたっている。これらの内容からも重度・重複障害児への指導実践が手探りで試行的に行われていたことがわかる。

この後も、第64号では「障害の重い子どもの教育内容の選択と配列」のテーマで、重度・重複障害児に対する教育内容表の作成、指導内容の選択と配列の問題が取り上げられ、第80号では障害の重い子どもにとっての遊びの意義や遊びを中心とした指導⁴が取り上げられるなど、重度・重複障害児への様々な指導実践が行われていたことがわかる。「1号～100号」（1970～91年）の区分の時代は、まず「重度・重複障害」とは何かを明らかにし、実態に合わせた適切な指導を模索し試行していた時代といえる。

表5 第4回・第5回日本肢体不自由教育研究大会における研究発表テーマ

第4回研究大会 (1980年8月)	第5回研究大会 (1981年9月)
<ul style="list-style-type: none"> ・歩行器利用の試み(3) ・落ち着きのない子に動作訓練を行った事例 ・動作に基づいた養護・訓練の指導 ・書くことの指導 ー知覚-運動面の発達をねらいとしてー ・多様な経験を通して視知覚の向上を図る ・学年にとられない能力別学習指導について ー国語を中心としてー ・表現能力拡大のための指導に関する実践的研究 ・教材開発の工夫 ・重度脳性マヒ児の生活 ーはじめての学校生活での排泄指導ー ・卒業生の結婚問題にみる進路指導の課題 ・訪問教育 ー重度・重複障害児との取り組みー ・肢体不自由児の身長測定 ー脳性マヒ児を中心としてー 	<ul style="list-style-type: none"> ・視知覚障害を伴うK児に動作訓練を試みて ・T児の初期学習 ー感覚・運動の試みー ・全人的発達をめざす養護・訓練 ・反射的緊張の強い年長児への座位保持 ・表出機能の乏しいS子への試み ー動作を通じた学習指導ー ・「訓練遊び」による私のゆさぶり ・ローラーボードを利用した養護・訓練の実践 ・表現能力の拡大のための指導に関する実践的研究 ・重度肢体不自由学級の教育内容の考察 ・教材開発の工夫(II) ・子どもたちの生活習慣 ーO・J児の睡眠調査からー ・就学前指導と結びついた入門期の指導 ・地域における障害者福祉と障害児教育についての意識調査 ・脳性マヒ児における立位動作の自己制御能力と身体認知との関係について

3-2 「101号～200号」（1991～2011年）の区分

「101号～200号」（1991～2011年）になると、「重度・重複障害」に関する特集テーマは少なくなり、表3のように4つである。この時期になると「重度・重複障害」というものへの理解が進み、指導についても一定の方向性が定まりつつあったと考えられる。

1994年3月発行の第114号に、当時国立特殊教育総合研究所肢体不自由教育研究部長であった村田は、「障害の重い子供のための教材を考える」と題した巻頭言を執筆している。

そこでは「障害の重い子供にとっての教材を考える前提に、どのような目標で何を学習させるかということがあります。そのためには、障害の重い子供の実態を的確に把握しなくてはなりません」と述べた上で、「発達とは、心身に障害が有ろうと無かろうと、子供が、日々、環境における様々な経験をとおして、その子供なりに自己の世界に新しい意味を創り出していく過程である」と理解した上で、「教師自身の側の経験構造やその質を含めて考えていかなければ、誤りが生ずること」を認識し、「子供が現在どのような体験をし、外界と事物・人をどのように見ているのか、また、どのように感じているのか、子供と外界の事物・人の相互間にどのような関係があり、どのような働きかけが行われているか等々を明らかに」することが必要であるとしている(村田[1994] 2-3)。

同号で、当時秋田大学教授の川村は、教材を活用する際には、教師が「『学習者との間で、適切なコミュニケーション関係を確保する』ということと、『そのようなコミュニケーション関係のなかで、学習者自身が展開すべき能動的活動を適宜に組織することである』とし、「障害の重い子どもの場合であっても、留意すべき事柄に変わりはない。あえて変わりがあるとすれば、子どもの発達をよりきめ細かに踏まえる必要があるということである」としている(川村[1994] 4)。

また、1995年10月発行の第122号では、障害の重い子どもの教育課程の編成と実践の基本について、当時障害児基礎教育研究所長の水口は「教育は相互交渉のやりとりをとおして、互いが学びあって、ともに成長していくプロセス」であり、「教える側はその子に学びながら、あわてず、あせらず、あきらめないで互いに学ぶ存在として、互いの可能性を信じ、適切な働きかけを工夫することが大切あると思う」としている(水口[1995] 3)。これらからは、障害の重い子どもにとって、環境や人との相互交渉や関係性の成立が指導や支援の基盤となるということが共通理解されるようになっていたことがわかる。

同じ第122号では、当時国立特殊教育総合研究所重複障害教育研究部研究員の早坂が、重複障害の児童生徒の教育課程の編成について「肢体不自由養護学校に在籍する重複障害の児童生徒においては、運動・動作の発達のみならず、認知、言語、情緒、社会性、そして健康についてより細かく丁寧に子どもを理解していくことが必要になる」と述べており(早坂[1995] 13)、「重度・重複障害」の子どもの実態把握の観点について一定明確になってきていたことがわかる。あわせて同号では、生活単元学習を中心とした教育課程や養護・訓練を中心とした教育課程、精神薄弱養護学校における教科の目標・内容による教科指導の実践などが報告されており、実態把握に基づいて多様な指導や支援が行われるようになってきていたことがわかる。

2000年9月発行の第146号では、コミュニケーションを中心とした障害の重い子どもへの指導の考え方が取り上げられているが、子どもと大人との双方向の関係の形成を目指すことや、単に言葉によるやりとりだけでなく、トータルコミュニケーションという考え方にもとづいた、子どもの筋緊張や表情の変化、視線等への注目と読み取り、拡大(補助)・代替コミュニケーション(Augmentative & Alternative Communication; AAC)と呼ばれる福祉機器の活用などの重要性が述べられている(川住2000)。「101号～200号」(1991～2011年)の区分の時代は、「重度・重複障害」についての一定の理解が進み、その実態把握の観点等も明確になり、その実態に合わせた様々な指導実践が展開していった時代といえる。

3-3 「201号～259号」(2011～23年)の区分

「201号～259号」(2011～2023年)の時代になると、肢体不自由養護学校(特別支援学校)に在籍する児童生徒の重度・重複化がいつそう進んでいる。図1は、2007年度から2017年度の肢体不自由特別支援学校在籍児童生徒数の推移を示したものである⁵。全体の在籍者数は2007年度の29,917人から2017年度の31,813人へと約200人の増加であるが、重複障害の在籍者数は2007年度の25,862人から2017年度の28,348人へと約2,500人増加している。この間の重複障害率(重複障害の在籍者数を全体の在籍者数で除したものを)を算出すると、2007年度は86.4%、2017年度は89.1%となり非常に高い割合を示している。2017年度の特別支援学校全体の重複障害率が26.9%であることからみても、肢体不自由特別支援学校における重複障害率は非常に高くなっている状況がある。障害の重度化や多様化⁶とも合わせ、教育課程の編成や日々の指導・支援をどうするかが大きな課題であることは、それまでと変わりはないか、あるいはより大きな課題となっている(柴垣2019)。

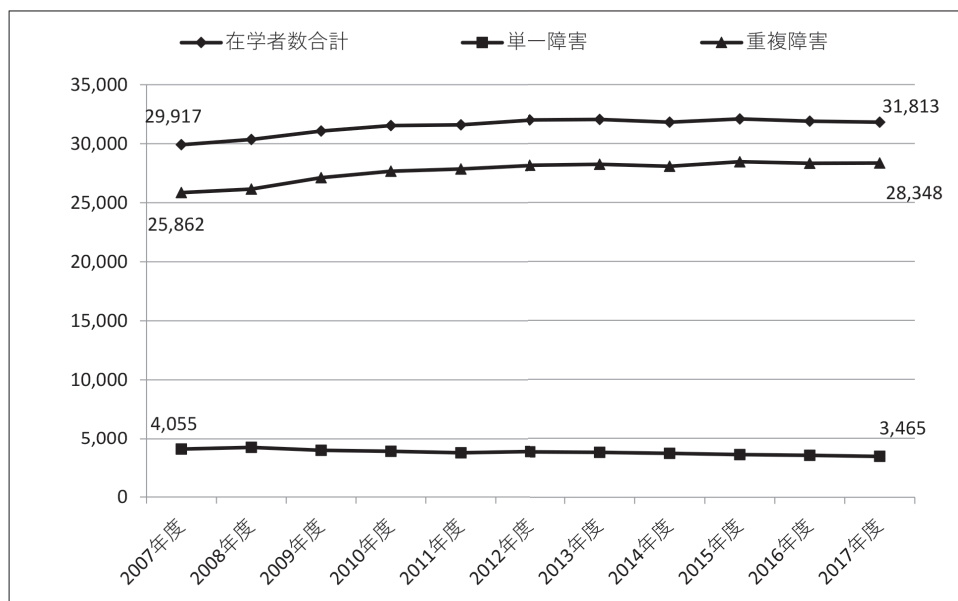


図1 肢体不自由特別支援学校在籍児童生徒数の推移(柴垣2019より)

この区分では、「重度・重複障害」に関する特集テーマは4つである。内容は健康づくりと授業(指導)に関わるものである。障害の重い子供の授業をどうつくっていくかは、やはり大きな課題ではあるが、手探りで実践を行っていた「1号～100号」(1970～91年)の区分、実態把握の観点等も明確になり、その実態に合わせた様々な指導実践が展開していった「101号～200号」(1991～2011年)の区分の時代を経て、この区分の時代には実態把握の観点や方法、自立活動を主とした教育課程の編成など、「重度・重複障害」の児童生徒への指導や支援についての共通理解や方向性が定まってきたといえる。

「障害の重い子供の授業づくり」を特集テーマとした2020年11月発行の第247号で、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課の肢体不自由教育担当教科調査官(現視学官)

である菅野は、障害の重い子供に対して「各学校では、例えば各教科や外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主とした教育課程を編成し、調和的発達の基盤に着目した自立活動の指導を丁寧に行っています」と述べている(菅野 [2020] 6)。その一方で「自立活動を主とした教育課程の編成においては、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科の1段階の内容を基に具体的にした指導内容と、自立活動の指導目標を達成するために必要な項目を相互に関連付けた具体的な指導内容とが同様な又は類似した指導内容も想定され、教育課程の編成や授業づくりにおいて、どのように整理したらよいかについて、悩んでいる場合も少なく」ない状況もある(菅野 [2020] 4)。また、「肢体不自由者を教育する特別支援学校で学ぶ児童生徒の多くは、脳性疾患等があり、特に、重度・重複障害の児童生徒の場合は、脳性疾患等に随伴する障害として知的障害や言語障害、感覚障害などが伴うことが少なくなく、保有する視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚などの感覚を有効に活用したり、コミュニケーションの基礎的能力に課題を抱えたりすることから、学習上又は生活上において様々なつまづきや困難さが顕著に表れることとなります。そして、これらの課題は、課題同士が複雑に絡み合っているため、各教科等や自立活動の指導をする際に、難しさを感じている教師が少なく」ないという状況も指摘されている(菅野 [2021] 4)。「重度・重複障害」の児童生徒の障害の重度・重複化や多様化が進む状況において、例えば「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱から児童生徒の「生きる力」の育成が求められ、さらに個別最適な学びや協働的な学びの実現が障害のある子どもの教育にも求められる中で、「重度・重複障害」の児童生徒の授業づくりにおいて、児童生徒の障害の状態や特性、発達段階などに応じつつ、それらをいかに具現化するのかという難しい課題を達成するために苦悩しているというのが現在の実状であるといえるであろう。

第3章 考察

本研究の目的は、『肢体不自由教育』の第1号から第259号までの特集テーマについて、それらのテーマがどのような背景のもとで設定されたのか、また時代状況の変化や対象児の重度・重複化が進む中でどのように変遷してきたのか、どのように解決が目指されてきたのかを分析することにより、戦後の肢体不自由教育における実践課題とその対応の変遷を明らかにすることである。第2章で見たように、設定される特集テーマの頻度が、全体を通して、あるいは区分によって異なることが明らかとなった。また、同じ特集テーマであっても、例にあげた「重度・重複障害」のように、区分によって内容が異なることが明らかになった。

このような異なりが生じることとなった要因は、養護学校義務制の実施や特殊教育から特別支援教育への転換などの時代状況の変化、対象児の重度・重複化のよりいっそうの進展などがある。そもそも我が国の障害のある子どもの教育が義務教育を主とする学校教育制度の中に正式に位置づけられたのは戦後になってからである。戦前からの盲学校や聾学校において蓄積があった視覚障害教育、聴覚障害教育と異なり、知的障害教育や肢体不自由教育は、戦前は大阪の思斉学校や東京の光明学校があったにすぎず、それらの障害を対象とする養護学校の義務制の実施は1979年までまたなければならなかった。その間、

肢体不自由教育は、肢体不自由児施設等に設けられた特殊学級から始まり、1956年から1969年にかけて全国の都道府県に順次設置されていった養護学校で行われるようになる。当初は肢体不自由単一で通常の教科学習を主としていたものが、養護学校の順次設置にともない脳性マヒを主とした重度あるいは重複障害のある児童生徒の教育が主となっていった。そこでは先例とするものもなく、それぞれの教員が、あるいは学校が、子どもを目の前にして手探りで日々の実践を行っていた。このような状況にあった1970年に日本肢体不自由教育研究会の機関誌として『肢体不自由教育』は発刊された。そのきっかけとなったのが、1969（昭和44）年9月に行われた「『肢体不自由教育』誌の発行と日本肢体不自由教育研究会創立のよびかけ」である。

ここ十年間の肢体不自由教育の発展には目ざましいものがありますが、必ずしも内容が伴っているとはいえないと思われます。つまり、肢体不自由養護学校数や就学者数の増加という点では飛躍的発展とみることができますが、カリキュラムや指導法の検討という面からみますと、まだふじゅうぶんと思われます。したがって今後は、教育実践・教育研究という内容面の充実に力を注がなければならないと考えます。そのためには、互いの教育実践や研究の交流の場が必要になります。近年各地で研究会活動も盛んになってきましたが、それらの成果を交換し、整理するためにも肢体不自由教育関係の「中央誌」が必要です。…そのために、『肢体不自由教育』誌の編集主体および読者組織として「日本肢体不自由教育研究会」の設立を呼びかけることにいたしました（村田 [1991] 2-3）。

ここに述べられているように『肢体不自由教育』は、互いの教育実践や研究の交流の場として、各地の研究会活動の成果を交換し、整理するという目的をもっていた。『肢体不自由教育』の特集テーマは、養護学校義務制の実施や特殊教育から特別支援教育への転換などの時代状況の変化、対象児の重度・重複化のよりいっそうの進展という戦後の肢体不自由教育が直面してきた、その時々の課題に対応してきたものである。例にあげた「重度・重複障害」のように、区分によってその内容が異なることは、まさにそのような時々の課題に対してそれぞれの教員あるいは学校が、目の前の子どもに真摯に対応してきたことを如実に表していると考えられる。そして、それは他の内容においても同じである。

障害の重度・重複化や多様化が進む中で、時代状況を反映したさまざまな教育課題に適切に対応していくために、これまでの肢体不自由教育が積み重ねてきた実践から学び、その学びを生かすことが大切である。その意味において、特集テーマとして設定されてきた「授業全般」や「養護・訓練（自立活動）」、「教科指導」、「教職員」、「健康・安全」、「実態把握」などの内容について引き続き分析を重ね、そこから見出される実践のもつ意義や課題を反省点も含めて明らかにし、今後の肢体不自由教育の実践に生かしていくことが必要であると考えられる。

【付記】

本研究は、JSPS 科研費（課題番号 A21H044061）の研究成果の一部である。

- 1 毎号の巻頭には、肢体不自由教育の研究者や養護学校長等の教育関係者などが、その時々状況に応じた内容について解説などを交えて自身の考えを述べている。第1号では、当時東京教育大学教授の橋本重治と東京都立教育研究所長の池田親が巻頭言を執筆している。両者とも当時の肢体不自由教育を主導する立場にあった。
- 2 学校教育法施行令第22条の2とは、養護学校の対象となる視覚障害、聴覚障害、精神薄弱、肢体不自由、病弱の程度を示したものである。肢体不自由の程度は以下のように示されていた。
 - 一 体幹の機能の障害が体幹を支持することが不可能又は困難な程度のもの
 - 二 上肢の機能の障害が筆記をすることが不可能又は困難な程度のもの
 - 三 下肢の機能の障害が歩行をすることが不可能又は困難な程度のもの
 - 四 前三号に掲げるもののほか、肢体の機能の障害がこれらと同程度のもの
 - 五 肢体の機能障害が前各号に掲げる程度に達しないもののうち、六月以上の医学的観察指導を必要とする程度のもの
- 3 昭和48年9月に、国立特殊教育総合研究所が行う実際研究に協力する目的で、重度・重複障害児を対象に教育を行う養護学校として設置された。現在は、知的障害を併せ有する自閉症児を対象に教育を行う、幼稚部と小学部を置く筑波大学附属久里浜養護学校となっている。
- 4 1987当時静岡大学教授であった林は遊びを取り入れた指導の必要性について次のように述べている。ここに述べられているように、障害の重い子どもに対して「どんな指導が必要であって、それが有効に働くのか、これまでもいろいろと検討されてきた」結果、遊びの指導が有効であると考えられたのであり、当時さまざまな実践が試行的に行われていたことがわかる。

障害の重い子供は、能力が低く心身の発達が全体的に低い段階にとどまっていることは周知のとおりである。また、発達速度も緩慢で、いわゆる発達の伸びがなかなか確かめられないことも経験している。そこで、こうした子供の心身の発達を促すためには、どんな指導が必要であって、それが有効に働くのか、これまでもいろいろと検討されてきたが、その結果によって遊びをとり入れることが最も効果のある手段・方法とみられてきている。その理由とするところは、遊びには心身の発達に必要な要素が多くそなわっているというのがその根本に横たわっているからであろう(林[1987]13-14)。

- 5 文部科学省平成29年度『特別支援教育資料』のデータから算出。
- 6 2020年11月当時、山形県立ゆきわり養護学校長であった高橋は肢体不自由特別支援学校の状況について次のように述べている。

現在は、特に、重複障害学級の割合が高く、脳性疾患に起因する知的な発達の遅れを伴う子供が多く在籍しています。また、喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な子供が増加し、人工呼吸器の管理等が必要な場合も多く見られるようになりました(高橋[2020]2)。

重度・重複障害の児童生徒が多い状況は変わらず、脳性疾患に起因する知的障害重複の児童生徒や医療的ケアが必要な児童生徒が増加しているという新たな状況も生じており、実践課題は今後も変遷していくと考えられる。

戦後肢体不自由教育における実践課題の変遷

<引用文献>

- 大坪明德「重複障害児をめぐって」(『肢体不自由教育』22, 1975, 36-38)
- 藤原正人「義務教育制度の完成と重度・重複障害児」(『肢体不自由教育』40, 1979, 2-3)
- 橋本重治「今後に期待する」(『肢体不自由教育』1, 1970, 2-3)
- 早坂方志「重複障害の児童生徒のための教育課程の編成」(『肢体不自由教育』122, 1995, 13-21)
- 林邦雄「障害の重い子供の遊びの指導」(『肢体不自由教育』80, 1987, 4-12)
- 菅野和彦「障害の重い子供の授業づくり」(『肢体不自由教育』247, 2020, 4-9)
- 菅野和彦「重度・重複障害の児童生徒の質の高い学びに向けた授業づくり」(『肢体不自由教育』252, 2021, 4-9)
- 川村秀忠「重度児の発達を踏まえた教材活用」(『肢体不自由教育』114, 1994, 13-18)
- 川住隆一「障害の重い子どもとのコミュニケーションと環境」(『肢体不自由教育』146, 2000, 12-19)
- 国立特殊教育総合研究所『全国小・中学校肢体不自由特殊学級実態調査報告書』(2001)
- 水口凌「障害の重い子どもに学ぶ」(『肢体不自由教育』122, 1995, 2-3)
- 文部省『特殊教育百年史』(東洋館出版社, 1978)
- 文部省『肢体不自由教育の手引き』(1982)
- 村田茂「障害の重い子供のための教材を考える」(『肢体不自由教育』114, 1994, 2-3)
- 村田茂『新版 日本の肢体不自由教育』(慶應義塾大学出版会, 1997)
- 村田茂「機関誌に見る肢体不自由教育の進展」(『肢体不自由教育』200, 2011, 10-11)
- 柴垣登「児童生徒数や教職員数などの学校規模から見た肢体不自由特別支援学校の現状と課題」(『立命館教職教育研究』6, 2019, 23-31)
- 塩尻茂「脳性マヒ児の特性に応じた指導」(『肢体不自由教育』12, 1972, 10-17)
- 高橋幹則「障害の重い子供たちの学び」(『肢体不自由教育』247, 2020, 2-3)
- 特殊教育の改善に関する調査研究会「重度・重複障害児に対する学校教育の在り方について(報告)」(1975)
- 打越幸子「重障児の指導ーコミュニケーションの楽しさを」(『肢体不自由教育』12, 1972, 24-28)